１　議　事　日　程（第３日）

（令和７年第１回有田川町議会定例会）

令和７年３月２５日
午前９時３０分開議
於　　議　　場

日程第１　発議第１号　有田川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２　発委第１号　有田川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第３　要望の審査報告について（要望第１号）

追加日程第１　発委第２号　（仮称）有田川海南風力発電事業についての意見書の提出について

日程第４　報告第２号　令和７年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算について

日程第５　議案第７号　令和６年度有田川町水道事業会計補正予算（第３号）

日程第６　議案第８号　令和６年度有田川町簡易水道事業会計補正予算（第３号）

日程第７　議案第10号　令和７年度有田川町一般会計予算

日程第８　議案第11号　令和７年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算

日程第９　議案第12号　令和７年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算

日程第10　議案第13号　令和７年度有田川町介護保険事業特別会計予算

日程第11　議案第14号　令和７年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算

日程第12　議案第15号　令和７年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算

日程第13　議案第16号　令和７年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算

日程第14　議案第17号　令和７年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算

日程第15　議案第18号　令和７年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算

日程第16　議案第19号　令和７年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算

日程第17　議案第20号　令和７年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算

日程第18　議案第21号　令和７年度有田川町水道事業会計予算

日程第19　議案第22号　令和７年度有田川町簡易水道事業会計予算

日程第20　議案第23号　令和７年度有田川町下水道事業会計予算

日程第21　議案第24号　有田川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議案第25号　有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議案第26号　有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24　議案第27号　有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25　議案第28号　有田川町教育ゆめ基金条例を廃止する条例の制定について
日程第26　議案第29号　まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第27　議案第30号　有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28　議案第31号　有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29　議案第32号　有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30　議案第33号　有田川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31　議案第34号　督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第32　議案第35号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第33　議案第36号　有田川町辺地総合整備計画の変更について
日程第34　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第35　諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第36　諮問第３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
追加日程第２　議長辞職の件
追加日程第３　選挙第１号　議長の選挙
追加日程第４　副議長辞職の件
追加日程第５　選挙第２号　副議長の選挙
追加日程第６　議会運営委員の辞任
追加日程第７　議会運営委員の選任
日程第37　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第38　常任委員会の閉会中の継続調査の件
日程第39　特別委員会の閉会中の継続審査の件
日程第40　議員派遣の件
日程第41　議長への委任について

２　出席議員は次のとおりである（１４名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 濃　添　勇　作 | ２番 | 栗　山　昌　之 |
| ３番 | 本　下　雅　敏 | ４番 | 椿　原　竜　二 |
| ５番 | 中　島　詳　裕 | ６番 | 星　田　仁　志 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ８番 | 谷畑　進 | ９番 | 西　弘義 |
| 10番 | 林　宣男 | 11番 | 岡　省吾 |
| 12番 | 森谷信哉 | 13番 | 堀江眞智子 |
| 14番 | 増谷　憲 | 15番 | 殿井　堯 |

3　欠席議員は次のとおりである（なし）

4　遅刻議員は次のとおりである（なし）

5　会議録署名議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 濃添勇作 | 10番 | 林　宣男 |

6　地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の氏名（１４名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 中山正隆 | 副町長 | 坂頭徳彦 |
| 住民税務部長 | 小澤俊彦 | 福祉保健部長 | 井本英克 |
| 総務政策部長 | 井上光生 | 消防長 | 岩井伸幸 |
| 産業振興部長 | 南　長寿 | 建設環境部長 | 森本博貴 |
| 清水行政局長 | 中谷芳尚 | 総務課長 | 原　秀文 |
| 財務課長 | 山縣和弘 | 企画調整課長 | 寺杣真英 |
| 教育長 | 片嶋　博 | 教育部長 | 中平洋子 |

7　職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（２名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 中屋正也 | 書記 | 細野鶴子 |

8　議事の経過

開議　９時３０分

○議長（谷畑　進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は１４人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか１３人であります。

……………日程第１　発議第１号……………

○議長（谷畑　進）

日程第１、発議第１号、有田川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者である中島詳裕君に提案理由の説明を求めます。

５番、中島詳裕君。

○５番（中島詳裕）

有田川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をします。

本町を取り巻く環境は、少子化や高齢化などにより人口減少が顕著に進む中で、少

子化対策や地域活性化などの課題に直面しております。こうした現実をしっかり認識した上で、不断の努力を怠らずに活動に精進する責務が議員にあると考えます。本町においても、将来を見据えた財政見通しや人口の推移、他自治体の動向を踏まえながら、議員定数について対応する責務があると考えております。

平成１８年の合併当時の議員定数は２６名、平成２０年に１８名、そして平成２５年に２名削減し１６名でありましたが、現在は２名欠員の１４名となっています。また、有田川町区長会連合会より令和５年、令和６年と２度にわたる議員定数削減申入書を受け取っています。この申入書は、町民の皆様の民意の声と重く受け止め、議員定数等検討作業部会と全員協議会で協議を進めてきました。

議員の定数は町議会の根幹をなす重要事項でありますが、町政が適正に行われているかのチェック機関としての機能を発揮し、町民の信頼と負託に十分応え、的確に反映できる議会として、かつ広範囲な面積を有する有田川町の特性を踏まえつつ、より深く議論できる委員会構成も考えた結果、有田川町議会の定数については２名減らし、１４名と定めようとするところであります。

議員定数は、議会制民主主義の根幹に関わる重要な事項であることを認識した上で、議員自ら進んで痛みをこらえ、定数を減じようとする意味は極めて大きいものと考えます。何とぞよろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（谷畑　進）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

４番、椿原竜二君。

○４番（椿原竜二）

４番、椿原でございます。

発議者である中島副議長ですけれども、これまでずっと慎重派ということでやってこられました。それが今回、発議者として提案されているわけでありますけれども、その辺、壇上では思いというのはお伝えできないと思うので、慎重派から賛成になった思いをお聞かせ願えますか。

○議長（谷畑　進）

５番、中島詳裕君。

○５番（中島詳裕）

椿原議員の御質問にお答えさせていただきます。

今申されたとおり、私はもともと議員削減については慎重な立場をとらせていただきました。というのも、私の出身地域は清水地域でございます。人口も非常に少なくなる中で、なかなか地域の声を町政のほうに届けるということが難しくなっていくんではないかという中で、議員の役割というものは数でいろいろなことを町政のほうに

訴えていく立場としては多いことにこしたことはないという考えでありました。

そういう中で、一方で、現状１６名の定数に対して１４名ということで今機能しているわけでございまして、地元に帰りまして様々な方にもいろいろとお話を伺う中で、１４人でやってられるんだから１４人でいいんじゃないかというような率直な意見もいただきました。私個人は地域の代弁者としての役割をまず第一に考えるべきだという思いは、いまだ強いわけでございますが、有田川町が合併して２０年という年月が流れる中で、民意というものを、その地域の代弁者というのではなくて、町政全般を眺める視点で議員活動をしていくということにほかならないのではないかというような思いもいたしまして、今回の削減に私としては賛同させていただいた次第でございます。

そういうことですので、削減すればいいというものではないんですが、ここはしっかりと定められた定数の中で、議員資質をさらに向上させていくように一人一人が頑張って町政を盛り上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑　進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

１４番、増谷でございます。私は、今回の議員定数削減には反対の立場から討論させていただきます。

有田川町は平成１８年１月１日に３町が合併しました。合併前は旧３町で合計４８人、旧吉備町で１８人、旧金屋町で１６人、そして旧清水町で１４人の議員がいました。それが今回、現在では１６人の定数で、実人員は１４人となり２人の欠員となっています。

こういう状態の中で、区長会から議員定数１６人から１２人に削減する要望が２回にわたり出されました。議会は地方自治という団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っています。また、個々の議員を通じて執行部に対し住民の意思を伝え、同時に執行機関を批判・監視していくことも大きな役割となっております。それで地方自治体の自己決定権の拡大という中で、議会の政策形成機能も含め、こうした機能の充実強化を図る議会改革も同時に求められております。

議員定数は、平成１８年前が４８人でありましたから、議員１人当たり６１０人の町民、現在は議員１人当たりで１，５５６人の町民となっております。また面積でいえば、合併前で議員１人当たり７．３３平方キロメートルが８３．２平方キロメートルと議員１人当たり広くなっている状況にあります。議員報酬は、歳出全体に占める割合が、令和７年度当初予算比でも０．４９％しかありません。昨年度は０．５５％でした。議員定数は決して多くないということであります。

かつて人口規模に応じて定数が定められていましたから、一定の根拠がありました。しかし、現在は数値目標がない代わりに増やすこともできるし、また減らすことも議会が決められるということになっております。問題は定数にあるのではなく、議会としてのチーム力に関わってくる部分と、町民の議会への参加が薄れてきているのではないかと考えます。

当議会は、これまで議会活性化特別委員会を設置して、様々な議会改革も行ってまいりました。また、議会広報の紙面も工夫して町民の皆さんにできるだけリアルにお知らせするよう努力もしております。しかし、議員定数を減らすと質問する議員が確実に減ります。合併後は、まだ２桁を超える議員が質問しておりました。しかし、現在では七、八人が最大であります。これは町民の皆さんから見ますと、大きな損失になっていくわけであります。

また、地域別で見ますと、金屋、清水から選ばれている議員は各３人でありますが、しかし吉備は８人です。これは選挙をしていくたびに、金屋や清水から選ばれる議員が減ってくる状況になるわけです。課題は定数削減ではなく、いかに町民の目線で物が言える議員を多く出すかであります。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（谷畑　進）

ほかに討論はありませんか。

１１番、岡省吾君。

○１１番（岡　省吾）

議員定数削減案について、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、長期間にわたりまして、議会におきまして協議を重ねてまいりました。現行の１６名の定数から削減するか否か、削減に反対の意見も賛成の意見も様々な見地から出される双方からの意見は、至極真っ当なものでございました。

先ほど反対討論の中にもありましたけれども、議会の役割を考える中で、いたずらに議員定数を削減することは、議会民主主義の観点からも問題があることが事実ではございますけれども、この件につきましては区長会から要望がありまして、それは町民皆様の民意であるということを受け止め、また現状２名欠員におきましても、議会運営に支障を来していないということ、また広範囲である有田川町の課題におきましても、声が届きにくくなるという懸念もありますけれども、それにつきましては議員

全員がカバーして補っていけるということなど、議員を２名削減しても十分に議会の機能を維持できる人数であると私は思いますので、この削減案につきまして賛成討論とさせていただきたいと思います。

皆様、よろしくお願いいたします。

○議長（谷畑　進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑　進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２　発委第１号……………

○議長（谷畑　進）

日程第２、発委第１号、有田川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井　堯）

ただいま議長指名をいただきました。

発委第１号、有田川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律や、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律などの改正に対応するとともに、所要の整備の必要があるため提案するものです。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（谷畑　進）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第３　要望の審査報告について（要望第１号）……………

○議長（谷畑　進）

日程第３、要望の審査報告について（要望第１号）を議題とします。

要望第１号として、（仮称）有田川海南風力発電所事業についての要望書が、本定例会第１日目において、産業建設住民常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。

本定例会第１日目に、当委員会に付託されておりました要望第１号、（仮称）有田川風力発電事業についての要望書について、委員会での審査結果を報告いたします。

委員会は３月６日、４階第２、第３会議室において開催し、趣旨、内容等について慎重に審査を行い、その結果、全会一致で要望を採択すべきものと決定いたしました。

十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（谷畑　進）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この要望に対する委員長報告は採択です。

この要望を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑　進）

挙手多数であります。

よって、本件は採択とすることに可決しました。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩　９時４９分

再開　９時５０分

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑　進）

再開します。

お諮りします。

ただいま産業建設住民常任委員長から、発委第２号、（仮称）有田川海南風力発電事業についての意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

発委第２号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第１　発委第２号……………

○議長（谷畑　進）

追加日程第１、発委第２号、（仮称）有田川海南風力発電事業についての意見書の提出についてを議題とします。

提出者である産業建設住民常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

発委第２号、（仮称）有田川海南風力発電事業についての意見書（案）について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明に代えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（仮称）有田川海南風力発電事業についての意見書（案）

現在、ＶＥＮＡ　ＥＮＥＲＧＹ・日本風力エネルギー株式会社による風力発電事業が、有田川町及び海南市において計画されている。

当該発電事業は、平成２９年に「海南・紀の川風力発電事業」としてスタートされ、

令和３年４月に「有田川海南風力発電事業」（４，２００キロワット×１２基）として変更され、有田川町と海南市に設置しようとするものであります。

有田川町議会は、太陽光、風力、地熱、バイオマスなど再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源であるとして促進されていることは十分に理解している。

しかし、当該計画は、「風力発電設備は巨大なものであり、景観や周辺住民の健康状態に重大な影響を及ぼす恐れがある。」「建設に伴う環境破壊や災害の発生が懸念される。」などの理由で、令和３年１１月３０日に有田川町議会は建設に反対する決議を行いました。

しかし、令和６年秋に計画変更し、これまで例のないローター径が１７０メートル前後もある巨大風車７基から９基程度を有田川町西ケ峯地区と海南市東畑地区に設置しようとするもので、当初の計画以上に「土砂崩壊をはじめとした災害」、「低周波やシャドーフリッカーなど健康被害」、「自然環境への過重な負担と影響」、「事業者の不誠実な対応等による不信」など懸念があり、近隣の上六川区長、西区長、黒松区長、下六川区長、瀬井区長、畦田区長、彦ケ瀬区長、中区長、中峯区長、沼田区長、有原区長及び住民から建設反対の声が多く上がっております。

議会は、住民の生命、財産、安全を守り、不安を取り除き、幸福な生活ができる環境を整えることを目的としております。我々にとって、住民の不安や課題の解消は最優先事項であります。よって、有田川町議会は、住民の理解を得られない当該事業計画は、断固反対するものであります。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和７年３月２５日。

和歌山県有田川町議会。

提出先　和歌山県知事　岸本周平様でございます。

以上であります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（谷畑　進）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑　進）

挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第４　報告第２号……………

○議長（谷畑　進）

日程第４、報告第２号、令和７年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算についてを議題とします。

この件について、委員長から調査の経過及び結果について報告をお願いします。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

産業建設常任委員長の椿原でございます。

去る３月４日の全員協議会において、当委員会へ調査を依頼されました報告第２号、令和７年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の事業計画及び予算について調査を行いましたので、御報告いたします。

委員会は３月６日木曜日に開催し、令和７年度の事業計画及び予算について、産業振興部及びふるさと開発公社職員より内容を聞かせていただきました。本年度の事業計画は、新しみず温泉が昨年７月にオープンしたことにより、あさぎりやオートキャンプ場の営業に波及効果が見込めること、及びほかの事業者が管理をする施設の営業が軌道に乗り、清水地域への来客数が増加していることを考慮し、昨年度に比べ収入・支出を増加させたものとなっております。

予算については、事業収入を令和６年度に比べ１６．７％増の１億５００万円、歳出においては、事業費用を前年度比２２．３％増の２，５８０万円と見込んでおり、物価上昇と仕入れ費用の価格が上昇していまっていることが増加の一因であります。

また、管理費用は前年度比１３．３％増となっておりますが、臨時職員の増員や営業日数の増加を考慮し、賃金や光熱水費及び燃料費の増加を見込んでおります。

以上の理由により、全体の最終的な収支は利益額を昨年と同じ５００万円と見込んでおります。今後も公社としての立場を考慮しながらも、地域と連携した新しい試みを当委員会は期待しているところであります。

以上、調査結果を御報告するとともに、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷畑　進）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第５　議案第７号……………

○議長（谷畑　進）

日程第５、議案第７号、令和６年度有田川町水道事業会計補正予算第３号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第６　議案第８号……………

○議長（谷畑　進）

日程第６、議案第８号、令和６年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第３号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第７　議案第１０号……………

○議長（谷畑　進）

日程第７、議案第１０号、令和７年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

１４番、増谷です。令和７年度一般会計予算について質疑をさせていただきます。

関係部に沿って質疑を一遍にさせていただきますので、後ほど関係部から答弁いただきたいと思います。

まず、総務政策部についてでありますけども、会計年度任用職員が２００名を超える状況についていかがなものかと思うんですが、必要な人数であれば正規職で対応すべきだと考えます。特に保育士は応募が少ないというのがありますけれども、子供の成長を願っていく部署でもあり、正規の保育士で対応すべきだと考えますがどうか。

次に、今後の災害対策の関係で、まず監視ブレーカーの設置補助をつくるべきではないかということであります。

次に、今年度から清水地域限定でライドシェア運行が開始されますけれども、しかし他の地域でもっと利用しやすいように、定額タクシー制度の運賃の引下げや委託先の運転手の充実も要るのではないかと思いますがいかがでしょうか。

次に、福祉保健部についてであります。福祉タクシー制度の利用者がなかなか伸びていない現状があります。対象者を限定しているからではないでしょうか。高齢者を中心に対象者の枠を広げるべきではないでしょうか。

次に、建設環境部についてであります。木造住宅の耐震基準の問題でありますが、私は新たにこの耐震基準が改定されたと認識しておるんですが、その基準で対応できるようになっているかということも含めて答弁いただきたいと思います。

次に、木造住宅耐震工事の関係で、この工事費の補助率をもっと引き上げて、耐震化をした住宅として増やしていかないと、災害にもなかなか困難な状況になってまいりますので引上げを求めるべきでありますがどうでしょうか。

次に、清水地域の町営住宅が１０４戸中６４戸の入居しかなく、入れない老朽住宅が１７戸あり、残り６戸は空室になると考えておりますが、この数字も含めて正確なお答えをいただきたいんですが、この清水地域という地域性を考えて、若い方にも入居してもらえるような特別枠の家賃ケースが必要ではないかと考えますがいかがでし

ょうか。

次に、下水道事業についてでありますが、下水道事業のこの数年間の収支と接続率が伸び悩んでいるというのがあると思いますが、原因はどのように捉えているんでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

次に、消防関係でありますが、大災害が懸念されている中で、消防職員の定年もあり、採用しても条例定数まで満たない実人員となっております。せめて条例定数まで確保し、その後も維持できるよう採用すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

次に、過疎地域での高齢化や人口減で、消防団として維持していくのが困難になってきております。団の在り方も再検討して今後対応をしていかなければならないのではないでしょうか、いかがでしょうか。

次に、産業振興部についてでありますが、長年、災害があって倒木が結構残されている部分があります。これは切捨て間伐によって放置されている部分もありますけども、これが実際災害が起こりますと大きな災害の要因にもなる可能性がありますから、私は倒木の対策が必要ではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

次に、教育委員会にお尋ねいたします。社会教育について、まず、この議会での一般質問で私は質問させていただきましたけども、やっぱり図書館司書を正規として今後採用し、そして切り目のない安定した図書館運営をしていくべきであるという立場から、ぜひ採用を求めますがいかがでしょうか。

次に、こども教育課についてでありますが、部活動指導員２人配置の予算化をされておりますけれども、これはこれでいいんですけれども、私が心配するのは、過度な指導で体罰や成績主義に陥っていかないかどうか、こういう点の配慮も必要であると思いますが、この点でいかがでしょうか。

以上、質疑いたします。

○議長（谷畑　進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

総務政策部からお答えさせていただきます。

職員の人数であります。会計年度が増えてございます。ただ、保育士につきましては、保育のニーズが低年齢化になったり、長時間保育になったり、また個別に対応しなくてはならない子供さんが増えたことから保育士不足でございました。なので毎年、計画的に正規職員を増やすように採用してございます。今後もそのつもりであります。

耐震ブレーカーの補助金をということであります。新年度の予算には要項をつくったりいろいろすることが間に合わなかったんですが、近いうちにつくって実施するようにいたしたいと思っております。

あと交通施策であります。交通施策につきましては、この新年度予算にライドシェ

ア、和歌山県下初です。それをとにかく実施させていただいて、また県下初ということもありまして、準備は十分安全第一に整えてはございますが、いろんな問題点が出てくると思います。また、実証実験的にそれをいろいろ考えさせていただきまして、あとおっしゃるところの今既存のコミュニティバス、そしてみんなのタクシー等も含めまして、総合的に検討していきたいと考えております。前向きにやってまいります。

以上です。

○議長（谷畑　進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

福祉保健部からは、福祉タクシー制度の利用者が伸びない、対象者を限定しているからである、高齢者中心に対象者の枠を広げるべきではないかという質疑でございます。

福祉タクシーにおきましては、重度の障害をお持ちの方の社会参加を目的に実施している制度でございまして、現在のところ対象者を高齢者に拡大することは考えていないところでございます。高齢者の方については、コミュニティバスやみんなの定額タクシーなどを御利用いただきたいと考えているところでございます。

また、要介護認定を受けた高齢者の方で要件を満たした方につきましては、外出支援事業により車椅子やストレッチャー対応の車にて通院できる制度もございます。

以上でございます。

○議長（谷畑　進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

建設環境部です。増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

耐震に関する基準の改正で、耐震関連の補助金に関係するものは大きく２つで、昭和５６年と平成１２年の建築基準法の改正、令和６年１２月の国と県の補助額上限の引上げかと思います。本町の耐震関係の補助金は、平成１２年までの木造住宅を対象にしており、令和７年度からは今まで２００平米までだったんですけど、延べ面積４００平米までの住宅が対象となります。

また、補助金の上限についても、１１６万６，０００円から１３１万６，０００円に１５万円増額しています。なお、令和７年度に建築基準法が大きく改定される予定ですけども、確認申請の対象が広がったことや、木造に関する基準が一部見直されることが耐震関連の補助金に今のところ影響することはありません。

次に、町営住宅なんですけども、現在、清水地域の町営住宅は１０４戸あり、そのうち６４戸が入居しております。空室は２３戸であり、老朽化により入れない政策空家が１７戸です。

また、清水地域の入居申請ですが、令和５年度、令和６年度ともに３件であり、現状では２３戸の空室があることから、今のところ若い方の特別枠までは考えていませんが、今後の清水地域での入居申請の動向を注視して取り組んでいきたいと思います。

次に、下水道事業についてなんですけども、下水道事業会計の収支については、毎年、議会の決算審査会において報告しているとおりです。ただ営業的収支で見ますと、令和３年度から令和６年度にかけて公共下水道事業と農業集落排水事業の統合により、維持管理費の減少に伴い一般会計からの繰入金が減額となっています。しかしながら、経営状況は依然、一般会計から出資していただきながらと非常に厳しい状況にあることは間違いないです。今後におきましては、この困難な状況を少しでも打破していけるように、職員一同、鋭意努力してまいりたいと考えております。

接続率につきましては、年々接続戸数自体は増えていきますが、近年、宅地造成が急増してきており、新規加入戸数が増大しているため、接続率に反映されにくい状況となっております。

以上です。

〇議長（谷畑　進）

消防長、岩井伸幸君。

〇消防長（岩井伸幸）

消防本部から、増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、１点目の消防職員の確保につきましては、現在、消防本部の職員数が条例定数７１名に対し実員数６７名ではありますが、令和７年度からは実員６８名となることから、今後も定年延長対象職員の移行も鑑みながら、職員の採用と適正な人員管理に努めてまいります。

２点目の消防団の在り方につきましては、令和５年４月１日、消防団員実員数が８９２人に対し、令和６年４月１日の消防団員実員数が８８１人と年々減少傾向であります。これは当町に限らず全国的な傾向であり、少子高齢化等で国の人口が減少していく現状の中、どのように災害に対する消防力を維持していくのか、また消防団員が消防職員を確保していくのか、国の動向を注視しつつ、今後、団幹部の皆様と御協議を重ねさせていただきたいと考えております。

以上です。

〇議長（谷畑　進）

産業振興部長、南長寿君。

〇産業振興部長（南　長寿）

産業振興部からお答え申し上げます。

風倒木対策につきましては、広葉樹林化推進事業において、順次風倒木の整理を行った上で広葉樹林の植栽を行っており、令和４年度以降、約１１ヘクタールの風倒木地の整理を行っております。また、森林経営管理事業においても、健全な山林となり、

災害が発生しにくいよう森林整備を進めております。

今後におきましても、整備エリアを広げながら継続した風倒木対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（谷畑　進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず、１点目の図書館司書を正規で採用すべきではないかにつきましてですが、図書館司書の配置につきましては、今後は町長部局とも協議を重ねながら、地域交流センターＡＬＥＣを含め図書施設の在り方などを総合的に検討する必要があると考えております。

次に、２点目の部活動指導員２名の配置の予算化、過度な指導で体罰や成績主義に陥らないか配慮も必要ではないかという点につきましては、中学校の部活動の目的には、体力・技術の向上のほかに、協調性、コミュニケーション能力の育成、また責任感・自主性の向上、努力する姿勢の習得などがございます。

また、国からの指導で部活動は平日週４日、原則２時間以内、土日はいずれか１日で原則３時間以内までの練習となっております。議員御指摘のような過度な指導や体罰、成績主義に陥らないように、４月当初に指導員にはこちらから研修を実施する予定にしております。

また、チェック機能といたしましては、指導者の練習の様子をまた観察させていただいたり、生徒にアンケートを実施し、その実態の把握に今後も努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷畑　進）

ほかに質疑はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

井上部長に再度確認の意味なんですけども、ライドシェアなんですが、実施していくんですけども、一番肝腎な地域交通会議にかけないとオーケーをもらえないですよね。ここをいつも心配するんですけども、今回は間違いなくいけそうかどうか、見通しをお聞きしたいんですが。

○議長（谷畑　進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

既に地域公共交通会議については、関係機関の方々にお集まりいただきまして協議

を重ねた結果、調ったということを報告させていただきます。

○５番（中島詳裕）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

議案第１０号、令和７年度一般会計予算について、反対の立場から答弁させていただきます。

今年はまず大丈夫だろうという思いで討論させていただくんですが、町長、よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

まず、国の制度が変わるたびに、例えばコロナ対策であったり、税制改正で当町は制度等に影響を及ぼし、どうしても影響を受けざるを得なくなっているのが現状であります。そして、今回の１回限りの物価高騰対策では、町民はなかなか救われないのが現状ではないでしょうか。税制改正や使用料の減額、例えば水道料金の減免や下水道料金の減免、国保税の減免など独自の対策も必要ではないでしょうか。

２つ目に、民間委託の問題であります。公立保育所の給食や、また図書館、図書施設の民間委託は否決になりましたけれども、今後も進めていく姿勢であるように思えてなりません。現在、温泉に入っている事業者についても、今後追い出されないかどうか心配するわけです。

第３に、正規職員を確保する問題では、会計年度任用職員が２００名を超えています。保育士の半分は非正規の対応でありますから、これは正規で対応していきたいと答弁をいただきましたけども、やはり正規職員を抑制している結果となるんではないでしょうか。さらに、消防職員をまず条例定数まで確保すべきでありますし、図書館司書を複数配置すべきだと考えます。

第４に、介護手当金の廃止や福祉タクシー券は重度障害者に限定して実績も少ない状況であります。７０歳以上の独り・二人暮らしの人に拡大することや、みんなの定額タクシー制度の実績が少なく、制度を拡充して町民の利便性を引き上げるべきだと考えます。

５つ目に、地域経済の活性化のために需用費や消防品などの地元発注や工事費でも公契約条例で賃金の確保も図る、ミカン産業の活性化でさらに町の税収に貢献できる対策も講じるべきだと考えます。

第６に、生活扶助の引下げにより様々な福祉制度など、本来なら受けられる制度が対象から外れたりして負担増になる実例が出てきております。

第７に、巨大風力発電や太陽光発電事業者が資金を使い、地元町民をお金で同意されることまでして進めるのは問題であります。野放しにさせない対策も必要ではないでしょうか。

第８に、住民基本台帳を自衛隊に閲覧コピーまでさせているのは問題であります。今、自衛隊への入隊者が減っていますから、勧誘に必死になっている現状があります。なぜなら今の自衛隊は先制攻撃ができる自衛隊として体制も装備も変えて兵出しているからであります。有事になれば若い自衛隊員が国を守ると称していくとなれば、他国が起こす戦争に巻き込まれてしまいます。

以上の理由により反対といたしますが、一方で町民のために大事な予算も多く組まれておりますけれども、以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（谷畑　進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑　進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第８　議案第１１号……………

○議長（谷畑　進）

日程第８、議案第１１号、令和７年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１３番、堀江眞智子君。

○１３番（堀江眞智子）

質疑を行います。議案第１１号について、質疑をさせていただきます。

国保制度の実態を知る上で、被保険者の状態がどのようになっているのかということを知る必要があると思います。直近の被保険者数と所得１００万円以下、所得なしの被保険者数はどのようになっていますか。

○議長（谷畑　進）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

堀江議員の御質疑にお答えさせていただきます。

令和７年１月末現在の被保険者数は６，５７２人で、所得１００万円以下の被保険者数は２，５６２人、所得なしの被保険者数は１，０５８人となっております。

以上です。

○議長（谷畑　進）

１３番、堀江眞智子君。

○１３番（堀江眞智子）

国保の被保険者数は減ってきているという現状が続いていると思います。所得１００万円以下の被保険者は２，５６２人で３８．９８％、所得なしの被保険者は１，０５８人、１６．１％ということであります。約半数が所得１００万円以下ということで、苦しい国保の会計が続いていると思いますが、今回、国保税条例も改正して国保に加入している方のほとんどが保険料が上がる条例が出されていますが、所得１００万円、２００万円、３００万円、４００万円、５００万円、６００万円では、それぞれどれくらい保険料が上がることになっているかお教えください。

○議長（谷畑　進）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

お答えいたします。

夫婦２人と子供２人の４人家族と想定いたしますと、所得１００万円で１万６，０００円程度、所得２００万円で３万４，０００円程度、所得３００万円で５万円程度、所得４００万円で６万７，０００円程度、所得５００万円で８万４，０００円程度、所得６００万円で１０万円程度保険料が上がると試算しております。

以上でございます。

○議長（谷畑　進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１３番、堀江眞智子君。

○１３番（堀江眞智子）

有田川町国民健康保険事業特別会計、反対の立場で討論をさせていただきます。

国保制度は、相互扶助制度ではなく社会保障制度であると国保法第１条で明記されています。そして、協会けんぽのように事業主負担がありません。また、一部変わりましたが、子供からも税を取る計算になっていることも指摘をしておきたいと思います。

国保の所得ゼロから１００万円以下の人数は３，６２０人で全体の５５％も占めて

います。低所得者が増えて負担が大きくなっています。７割から５割軽減を受けている人数は３，６４１人で４１．５４％であります。国保税は応益割と応能割の比率が５０対５０に設定されているので、限度額を引き上げると、その負担は結局加入者全員に及ぶことになります。今年も条例で算定税率を上げようとしています。協会けんぽでは、事業主と被保険者が負担を５０％・５０％としています。国保は事業主体が各自治体でありますので、半分は町や県が持つべきではないでしょうか。

県は国保広域化を進めています。後期高齢者医療制度のように市町村で保険料を決められなくなり、国保財政が赤字市町村の赤字分まで応分の負担を強いられることになります。特に固定資産税の課税が廃止され、その分所得割の率が上がっていますが、所得に応じた段階的な所得割率でないため不公平が生じます。そして、世帯割や人数割の割合を引き上げることになっていきます。基金２億９，０００万円からあり、余剰金もあれば合わせて税額を引き下げるために使うべきではないでしょうか。

国が国庫支出金を減らしたことが、国保会計を苦しくさせている原因であります。全国知事会は、１兆円の国費を投入して世帯割・人数割を廃止して負担を軽くさせるよう求めています。このように国保税の国庫負担金を増額させるべきであります。この後、国保税条例改正が出てきますが、私たち町民の代表であることを認識し、国保税の値上げには反対しなければならないと考えますが、皆さんいかがでしょうか。

以上の理由により反対討論とさせていただきます。

○議長（谷畑　進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑　進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第９　議案第１２号……………

○議長（谷畑　進）

日程第９、議案第１２号、令和７年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１３番、堀江眞智子君。

○１３番（堀江眞智子）

議案第１２号について、質疑をさせていただきます。

まず、後期高齢者医療制度の実態をお聞きしたいと思います。

所得ゼロの人数と被保険者全体に占める所得ゼロの比率はどのようになっていますか。軽減になっている方の人数はどうなっていますか。

また、被保険者全体に占める軽減者の比率はどうなっていますか。

○議長（谷畑　進）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

堀江議員の御質疑にお答えさせていただきます。

所得ゼロの人数は、令和７年１月末現在で３，６１３人、被保険者数は４，６８４人になりますので、比率は７７．１％になります。

軽減者数は７割で２，６４３人、５割の方が５１６人、２割の方が３８２人で、合計３，５４１人になりますので、比率は７５．６％になります。

以上でございます。

○議長（谷畑　進）

１３番、堀江眞智子君。

○１３番（堀江眞智子）

２月１２日に開催された後期高齢者医療広域連合会では、和歌山県の後期高齢者の収入が全国平均の４分の３しかなく、何らかの保険料の軽減を受けている方が７４％もあり、平均所得が５２万円で、平均保険料が７万３，９００円で、県内高齢者の低収入と保険料負担が所得の１４％に当たる重さであることが示され、これを踏まえて広域連合長は少しでも保険料を下げられるように県に働きかけたいと前向きな答弁をしました。これは町も県に要望を出すべきではないでしょうか。このことについて町長、どういうようにお考えでしょうか。

○議長（谷畑　進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

このことについては、もう町村会、市長会もそうやと思いますけれども、きっちりと要望は県のほうには出しております。それでもう十分だと思っています。

○議長（谷畑　進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１３番、堀江眞智子君。

○１３番（堀江眞智子）

令和７年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論をさせていただきます。

国は７５歳以上の人は病気やけがのリスクが高いということを理由に、医療費の削減を目的に全世代型社会保障制度として社会保障の削減を求めてきました。３年前の１０月から一定の所得のある方の窓口負担が１割から２割負担に引き上がりました。制度導入時には１割負担で心配なく医療が受けられるといって説明していたことをほごにしています。被保険者数は４，６８４人と２年前と変わっていませんが、予算は昨年と比べて２．１％増の８億６，６４８万９，０００円となっています。所得ゼロの被保険者が３，６１３人にもなり、７割軽減など軽減を受けている方は３，５４１人を占めています。所得の少ない方が多くを占めているのが後期高齢者医療制度の実態です。元の保険制度に戻すべきであります。

先ほども申し上げましたが、和歌山県の後期高齢者の収入は全国平均の４分の３しかない、何らかの保険料の軽減を受けている方が７４％、平均所得５２万円で平均保険料が７万３，９００円と保険料負担が１４％に当たる重さであります。また、出産一時金への負担が１億１，４００万円と所得の低い高齢者がどうして負担をする必要があるのか、労働者を雇用している企業や税の再分配を行っている国が税金で負担をすべきではないでしょうか。ということを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（谷畑　進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑　進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１０　議案第１３号……………

○議長（谷畑　進）

日程第１０、議案第１３号、令和７年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

まず、訪問介護の問題なんですけども、本来、訪問介護を受けたいと思っている方がたくさんおられると思うんですけども、しかし現実には、ケアマネによる抑制や事業所の体制もあり、十分受けられない状況になっているのではないかということが１つあります。

もう一つは、保険料がこれ以上引き上げられると、次の３年間の計画を今年つくっていきますから、その中でどのようになっていくか心配もしているわけですけども、今期には据置きに多分ならないと思いますので、これ以上引き上がっていきますと保険料を払えない方も出てくるのではないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（谷畑　進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、訪問介護の件なんですけども、訪問介護に限らず介護サービスにつきましては、必要なサービスを受けていただくことが原則であると考えておるところであります。したがいまして、まずケアマネジャーによる抑制というのはないものと考えておるところでございます。

しかし、介護職員の確保というのが現在難しくなってきているということは事実でございまして、社会福祉協議会や介護施設などと定期的に会議のほうを開催しており、介護職員の確保について検討をいたしております。その中で支援できることがあれば、支援していきたいと考えておるところでございます。

現在、この新年度予算に介護職員の初任者研修に対する補助というのを新規で計上しておるところでございますけども、これについては資格を持った人を増やしていくことが必要ということで予算計上のほうをさせていただいたところでございます。今後も社会福祉協議会とか介護施設など定期的に会議を開催する中で、支援できることがあれば支援していきたいと考えているところでございます。

次に、保険料をこれ以上引き上げると払えない方が増えてくるのではないかということなんですけども、介護保険料につきましては、保険料で負担すべき割合というのは法律で定められております。したがいまして、給付費が増えれば介護保険料も上がるということになるのですが、現状、人件費やその他の経費というのが上がっていく中で、将来的には介護保険料を上げざるを得ないという状況が来ると考えておるところでございます。そのようなことから、町村会を通じ介護労働者に対する介護報酬、労働条件を改善するとともに、保険料に及ぼす影響について十分配慮されたいと要望のほうをいたしております。今後もこの要望については継続して実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑　進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

議案第１３号、令和７年度介護保険事業特別会計予算に反対の立場から討論させていただきます。

この２０００年から始まった介護保険制度は２５年目を迎えますけれども、この間、介護報酬の削減、１割負担の利用料を２割、３割に引き上げ、介護施設の食費・居住費の負担増、要支援１・２の特養施設からの締め出しなど相次ぐ改悪がされてきました。

また、介護の人材不足が介護保険制度そのものを脅かす事態ともなってきております。ヘルパーの年齢は６０歳以上が４割を占め、２０代のヘルパーは全体の４％にすぎない全国の状況にあります。介護従事者の苛酷な労働環境と低所得が問題であります。ですから、介護従事者の賃金を上げたら保険料や利用料に跳ね返る仕組みを改め、国費による賃金引上げの仕組みを国がつくるべきでありますし、そのことを町村会へ挙げて申し上げていただきたいと思います。

そして、介護職員の人員配置基準を３対１から２対１に引き上げる問題も出てきます。要支援１・２の在宅サービスの保険給付外しをやめ、給付対象にすべきであります。さらに生活援助の基準時間４５分に削減したのを６０分に戻すべきであります。

また、施設の補足給付も負担増になりました。当町は今期介護保険料を据え置いていただきましたけれども、次期計画で引上げにならないか心配もしておりますし、介護保険の国庫負担を今の割合から１０％も引き上げることを国に求める声を挙げていただきますことも申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（谷畑　進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑　進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１１　議案第１４号……………

〇議長（谷畑　進）

日程第１１、議案第１４号、令和７年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１４番、増谷憲君。

〇１４番（増谷　憲）

しみず園についてお聞きしたいと思います。

今、水面下で事業者選定をされておりますけれども、この事業者選定が実際間に合うんかどうか、また入所者の減少対策についてはどう考えているのかお答えいただきたいと思います。

〇議長（谷畑　進）

福祉保健部長、井本英克君。

〇福祉保健部長（井本英克）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

しみず園につきましては、現在、社会福祉法人昭仁会双苑を指定管理者として令和８年３月末まで指定管理を行っているところでございます。令和８年４月以降については、現在の指定管理者と指定管理の継続について協議を行っておるところでございまして、指定管理の継続について理解を得ているところでございます。早い段階で協議を調え、債務負担行為や指定管理者の指定に係る議案を議会のほうへ上程を行い、また御審議をいただきたいと考えております。

入所者の減少につきましては、清水地域の人口減少に伴い、ある程度は仕方のない面があると考えているところでありまして、本年１月に入所定員について、長期入所は５５人から５０人、短期入所は１５人から１０人と定員の見直しを行っております。今後も入所者の人数に合わせ、定員の見直しというのは必要になってくると考えているところであります。また、入所者の確保という意味につきましては、ケアマネジャー等に働きかけを行っているところでございまして、今後も継続して実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

〇議長（谷畑　進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（谷畑　進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１２　議案第１５号……………

○議長（谷畑　進）

日程第１２、議案第１５号、令和７年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

今回、民営化に移行するための準備を進めているということでありますけれども、まず最初に契約の中身で確認したいのは、地上権が設定されていないかどうかの確認が１つ、それから２つ目に、指定管理に移行するための準備なんですけども、しかしこの中で温泉内に入っている事業者が今後どうなるか大変心配しているわけであります。事業者任せの判断になって追い出されないかどうか心配するわけですが、この点の協議も含めてどういう状況になっているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（谷畑　進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南　長寿）

お答え申し上げます。

まず初めに、地上権の御質疑なんですけども、地上権の設定はございません。

あと、今入られている食堂なりマッサージの継続営業につきましては、この募集につきましては現地説明会を実施しております。そのときにも営業状況とか確認していただく中で、町としましても民営化後も継続した営業ということでお話のほうをさせていただいております。

今後は、事業者間同士の話合いになろうかと思います。町としまして、今入られている事業者さんの意向も聞きながら、働きかけられるところにつきましてはしっかりと働きかけを行いたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑　進）

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

今答弁いただいたんですけども、温泉の中に入っている業者さんに対して、もうちょっと親身になって相談にも乗ってあげていただきたいと思います。実際に本当に困っているような状況があるんです。だからしっかり相手方の今度の業者に対しても、応援してもらえるような形でぜひ援助していただきたいと思います。お願いしておきます。

○議長（谷畑　進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩　１０時４５分

再開　１１時００分

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑　進）

再開します。

ここで一時議事を中断します。

長い間、町発展のために御尽力いただきました職員の皆様が、３月３１日をもって退職されます。

総務課長より退職される皆様の役職及び氏名を紹介したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

総務課長、原秀文君。

○総務課長（原　秀文）

それでは、本年度末３月３１日付をもちまして退職する部長級、課長級の職員を紹介させていただきます。

総務政策部長、井上光生です。

消防本部予防課長、森下周司です。

金屋第一こども園長、玉置雅子です。

以上、３名です。

○議長（谷畑　進）

退職者を代表して、総務政策部長、井上光生君から挨拶の申出がありましたので許可いたします。

総務福祉部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

本日は、私たちのために議場における貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここにおります私たち３名と、ほか７名の計１０名がこの３月末日をもって有田川町職を退職いたします。私たちはそれぞれの思いを胸に、奉職して以来長い間務めさせていただけたのも、議員皆様の御指導、御鞭撻のおかげと深く感謝申し上げます。

平成１８年1月１日、吉備町、金屋町、清水町が合併して有田川町が誕生し、２０年目を迎えようとしています。私たちは、この有田川町の発展に微力ながら協力でき、大過なく退職できることをうれしく思っております。それもこれも議員の皆様方、中山町長をはじめとする町執行部の皆様の御指導、御協力に支えられてのことと深く感謝申し上げます。

退職後は、それぞれ新たな道を歩むことになりますが、どこかで有田川町の発展に協力できればと思っておりますので、今後とも変わらぬ御厚情、お付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様並びに有田川町執行部の皆様方の御健勝、御活躍を祈念申し上げるとともに、有田川町の今後ますますの発展を切に願いまして、甚だ簡単ではございますが、退職に当たってのお礼の言葉とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（谷畑　進）

退職される皆様に申し上げます。

長年にわたり、役場職員として職務に精励され、その間、町の発展に献身的に取り組まれ、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦労と御功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。どうか健康にはくれぐれも御留意されまして、今後とも有田川町発展のために御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本当に長らく御苦労さまでし

た。（拍手）

○議長（谷畑　進）

暫時休憩します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩　１１時０５分

再開　１１時０５分

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（谷畑　進）

再開します。

……………日程第１３　議案第１６号……………

○議長（谷畑　進）

日程第１３、議案第１６号、令和７年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１４　議案第１７号……………

○議長（谷畑　進）

日程第１４、議案第１７号、令和７年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１５　議案第１８号……………

○議長（谷畑　進）

日程第１５、議案第１８号、令和７年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１６　議案第１９号……………

○議長（谷畑　進）

日程第１６、議案第１９号、令和７年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１７　議案第２０号……………

○議長（谷畑　進）

日程第１７、議案第２０号、令和７年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１８　議案第２１号……………

○議長（谷畑　進）

日程第１８、議案第２１号、令和７年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第１９　議案第２２号……………

○議長（谷畑　進）

日程第１９、議案第２２号、令和７年度有田川町簡易水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２０　議案第２３号……………

○議長（谷畑　進）

日程第２０、議案第２３号、令和７年度有田川町下水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

議案第２３号、下水道事業会計予算について質疑をさせていただきます。

これは令和５年度から公営企業会計となりました公共下水、農業集落排水、簡易排水、浄化槽事業の４つが一本化されて下水道事業となりました。しかし、これ全体の

収支を見ていく場合、赤字が続いていくのではないかと心配しておりますし、つなぎ込み率も住宅地が増えることによって鈍化してきている現状があります。独立採算制からも今後も赤字の状態が続いていくのではないかと心配しております。この点でいかがでしょうか。

また、使用料の滞納についてはどうでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑　進）

暫時休憩します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩　１１時１１分

再開　１１時１１分

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（谷畑　進）

再開します。

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

先ほどの質疑にもありましたように、職員一同、鋭意一丸となって赤字をできるだけ増やさないようにというか、できるだけ健全な事業を行えるように鋭意努力してまいりたいと考えております。滞納については、今のところありません。

以上です。

○１４番（増谷　憲）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

下水道事業会計予算に対して反対討論を行います。

この事業は、令和５年度から公営企業会計となり、公共下水道、農業集落排水、簡易排水、浄化槽事業の４つが一本化されて下水道事業となりました。それでも赤字が続く状態になっております。また、接続率も鈍化してきております。今後、受益者負担の原則から使用料に跳ね返ってくるんではないかと心配しております。

令和５年２月末現在で、使用料の滞納は５１件、２９万４，０００円という答弁をお聞きしました。今後、これについても増えてくるのではないでしょうか。下水道施設整備や維持管理費に係る費用については、長期にわたり多額の投資が必要になって

まいります。下水道法に基づく公共性を図るためには、負担能力に応じて町の裁量で繰り入れることができた特別会計とは違い、財政負担がさらに増えていくことになってしまわないでしょうか。さらに今後予想される東南海・南海トラフ地震による影響も大変心配しております。

以上のことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（谷畑　進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑　進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２１　議案第２４号……………

○議長（谷畑　進）

日程第２１、議案第２４号、有田川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２２　議案第２５号……………

○議長（谷畑　進）

日程第２２、議案第２５号、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２３　議案第２６号……………

○議長（谷畑　進）

日程第２３、議案第２６号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２４　議案第２７号……………

○議長（谷畑　進）

日程第２４、議案第２７号、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

議案第２７号について、反対討論をさせていただきます。

前段の予算のところで同僚議員が質疑をした中で答弁がありましたんで、私はこの点については質疑を省略させていただきます。

まず、国保統一化で県下一率での税負担を求めてきていますから、当然矛盾が出てまいります。まず、健康対策などがあっても恩恵が薄くなってくる状況にあります。また、収納率を上げても恩恵が少なくなってまいります。これでは市町村が取り組む健康対策など、関係がないということになってしまわないでしょうか。そもそも県下市町村の国保財政事情、被保険者の状況に大きな違いがあるのに一緒にすること自体が問題であります。今後、さらに税負担など問題が出てくるんではないでしょうか。

そして、何よりも国の国庫負担を削減していましたから、当町も含め全国の市町村の国保財政は悪化したり、また一般会計からの繰入れや独自の減免制度も提起してきたのが現状であります。

以上の理由により反対討論とさせていただきます。

○議長（谷畑　進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑　進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２５　議案第２８号……………

○議長（谷畑　進）

日程第２５、議案第２８号、有田川町教育ゆめ基金条例を廃止する条例の制定につ

いてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２６　議案第２９号……………

○議長（谷畑　進）

日程第２６、議案第２９号、まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２７　議案第３０号……………

○議長（谷畑　進）

日程第２７、議案第３０号、有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

議案第３０号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでありますが、当町におけるこの事業を実施している事業体があるんでしょうか、まずお答えいただけますか。

○議長（谷畑　進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

当町におきましては、現在、家庭的保育事業を行っている事業者さんはございません。

以上です。

○議長（谷畑　進）

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷　憲）

この家庭的保育事業の中身を見れば見るほど私は大変心配するような内容があるように思います。これは本来なら、都市部での保育所が足らない中での折衷案として出てきた事業だと思うんですけども、まず１つは、Ａ型、Ｂ型、Ｃ型と小規模で細かい事業があって、Ａ型、Ｂ型はまだ正規の保育士を配置しなければならないとなっておりますが、Ｃ型になりますと、研修を受けた方が保育士になって運営できると。しかも、運営場所は個人の民家等になっております。保育時間も８時間が原則になっておりますし、給食などについても様々な条件、基準がありますから、これは本当に事業者としてやっていける可能性があるんかなと思っております。ないのが私は幸いだと思っておりますけども、そういうリスクの問題について担当部は把握しているんでしょうか、どのような認識なのかお聞きしたいと思います。

○議長（谷畑　進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

現在、当町には家庭的保育事業者の方はございませんけども、もし仮に今後、希望されるような事業者さんがおられるようなことがございましたら、町が認可を行う役目を担っておりますので、慎重に協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑　進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２８　議案第３１号……………

○議長（谷畑　進）

日程第２８、議案第３１号、有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２９　議案第３２号……………

○議長（谷畑　進）

日程第２９、議案第３２号、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第３０　議案第３３号……………

○議長（谷畑　進）

日程第３０、議案第３３号、有田川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第３１　議案第３４号……………

○議長（谷畑　進）

日程第３１、議案第３４号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第３２　議案第３５号……………

○議長（谷畑　進）

日程第３２、議案第３５号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第３３　議案第３６号……………

○議長（谷畑　進）

日程第３３、議案第３６号、有田川町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑　進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第３４　諮問第１号……………

○議長（谷畑　進）

日程第３４、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第３５　諮問第２号……………

○議長（谷畑　進）

日程第３５、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第３６　諮問第３号……………

○議長（谷畑　進）

日程第３６、諮問第３号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩　１１時２９分

再開　１１時２９分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑　進）

再開いたします。

ここで副議長と交代します。

〔副議長と交代〕

○副議長（中島詳裕）

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩　１１時２９分

再開　１１時３０分

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○副議長（中島詳裕）

再開します。

議長、谷畑進君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島詳裕）

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

……………追加日程第２　議長辞職の件……………

○副議長（中島詳裕）

追加日程第２、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、谷畑進君の退場を求めます。

（谷畑　進君　退場）

○副議長（中島詳裕）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（中屋正也）

このたび議会の申合せにより、議長の辞職を申し出ます。

令和７年３月２５日。有田川町議会議長、谷畑進。

有田川町議会副議長、中島詳裕様。

以上です。

○副議長（中島詳裕）

お諮りします。

谷畑進君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島詳裕）

異議なしと認めます。

したがって、谷畑進君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

谷畑進君の入場を許可します。

（谷畑　進君　入場）

○副議長（中島詳裕）

ただいま議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

暫時休憩いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩　１１時３２分

再開　１１時５５分

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副議長（中島詳裕）

再開します。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第３、選挙第１号として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島詳裕）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第３、選挙第１号として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

……………追加日程第３　選挙第１号……………

○副議長（中島詳裕）

追加日程第３、選挙第１号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島詳裕）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、私、副議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島詳裕）

異議なしと認めます。

したがって、私、副議長が指名することに決定しました。

議長に谷畑進君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました谷畑進君を、議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中島詳裕）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました谷畑進君が議長に当選されました。

（拍手）

ただいま当選されました谷畑進君が議場におられます。会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をします。

当選された谷畑進君に発言を求めます。

谷畑進君、御登壇お願いします。

○議長（谷畑　進）

ただいま副議長に指名推選いただきました。皆さんに満場一致の推選をいただきました谷畑です。前回と違いまして満場一致ということで、大変重く受け止めております。２年やらせていただきましたが、まだまだ足らんところがありますので、これからも誠意を持って一生懸命頑張りたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

（拍手）

○副議長（中島詳裕）

どうもありがとうございました。

議長、議長席にお着き願います。

〔議長、議長席に着く〕

○議長（谷畑　進）

それでは、議事を進行いたします。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩　１１時５９分

再開　１２時００分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑　進）

再開します。

副議長、中島詳裕君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第４として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第４として日程の順序を変

更し、直ちに議題とすることに決定しました。

……………追加日程第４　副議長辞職の件……………

○議長（谷畑　進）

追加日程第４、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、中島詳裕君の退場を求めます。

（中島詳裕君　退場）

○議長（谷畑　進）

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（中屋正也）

このたび議会の申合せにより、副議長の辞職を申し出ます。

令和７年３月２５日。有田川町議会副議長、中島詳裕。

有田川町議会議長、谷畑進様。

以上です。

○議長（谷畑　進）

お諮りします。

中島詳裕君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、中島詳裕君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

中島詳裕君の入場を許可します。

（中島詳裕君　入場）

○議長（谷畑　進）

ただいま副議長の辞職が許可されましたので通知いたします。

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩　１２時０２分

再開　１３時４８分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑　進）

再開します。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第５、選挙第２号として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第５、選挙第２号として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

……………追加日程第５　選挙第２号……………

○議長（谷畑　進）

追加日程第５、選挙第２号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める〕

○議長（谷畑　進）

ただいまの出席議員は１４人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に９番、西弘義君、１０番、林宣男君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○議長（谷畑　進）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなしを確認〕

○議長（谷畑　進）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱を点検〕

○議長（谷畑　進）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

１番議員から順に投票願います。

〔　投　票　〕

○議長（谷畑　進）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。西弘義君、林宣男君、開票の立会いをお願いします。

〔　開　票　〕

○議長（谷畑　進）

選挙の結果を報告します。

投票総数１４票、有効投票１４票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、星田仁志君、７票、中島詳裕君、７票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は４票であり、星田仁志君と中島詳裕君の得票数は、いずれもこれを超えております。両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第１１８条第１項の規定は、公職選挙法第９５条第２項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

星田仁志君及び中島詳裕君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは２回引きます。１回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。２回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

西弘義君及び林宣男君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

星田仁志君、中島詳裕君、くじを引いてください。

〔星田仁志君　中島詳裕君　くじを引く〕

○議長（谷畑　進）

くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず初めに星田仁志君、次に中島詳裕君。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

星田仁志君、中島詳裕君、くじを引いてください。

〔星田仁志君　中島詳裕君　くじを引く〕

○議長（谷畑　進）

くじの結果を報告します。

くじの結果、中島詳裕君が当選人と決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場を開く〕

○議長（谷畑　進）

ただいま当選されました中島詳裕君が議場におられます。会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をします。

当選された中島詳裕君に発言を求めます。

中島詳裕君、御登壇お願いします。

○副議長（中島詳裕）

このたび副議長の大役を仰せつかりました。限られた任期ですが、精いっぱい谷畑議長を支え、しっかり頑張ってまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

（拍手）

○議長（谷畑　進）

それでは、議事を進行いたします。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩　１４時０１分

再開　１４時０２分

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑　進）

再開いたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、追加議事日程のとおり議事を追加し、先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、追加議事日程のとおり議事を追加し、先に審議することに決定しました。

……………追加日程第６　議会運営委員の辞任……………

○議長（谷畑　進）

追加日程第６、議会運営委員の辞任を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、星田仁志君の退場を求めます。

（星田仁志君　退場）

○議長（谷畑　進）

星田仁志君から、一身上の都合により、議会運営委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

星田仁志君からの議会運営委員の辞任の申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、星田仁志君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

星田仁志君の入場を許可します。

（星田仁志君　入場）

○議長（谷畑　進）

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩　１４時０３分

再開　１４時０３分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑　進）

再開いたします。

……………追加日程第７　議会運営委員の選任……………

○議長（谷畑　進）

追加日程第７、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

先ほど委員の辞任により１名の欠員となりましたので、委員会条例第７条第３項の規定によって、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

では、議長において、栗山昌之君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました栗山昌之君を議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩　１４時０５分

再開　１４時０５分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑　進）

再開いたします。

議長より報告します。

総務文教福祉常任委員会から、委員長について互選された結果の報告を受けていますので報告いたします。

総務文教福祉常任委員長に栗山昌之君が委員長に決定しました。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩　１４時０５分

再開　１４時０５分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑　進）

再開します。

……………日程第３７　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（谷畑　進）

日程第３７、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願いいたします。

……………日程第３８　常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑　進）

日程第３８、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いします。

……………日程第３９　特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑　進）

日程第３９、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第４０　議員派遣の件……………

○議長（谷畑　進）

日程第４０、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第１２８条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願いいたします。

……………日程第４１　議長への委任について……………

○議長（谷畑　進）

日程第４１、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑　進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和７年第１回有田川町議会定例会を閉会いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

閉会　１４時１０分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長　谷　畑　　　進

１番議員　濃　添　勇　作

10番議員　林　　　宣　男